

# 特殊詐欺被害防止に向けた ATM 利用限度額変更のお知らせ

2026年3月2日

お客さま各位

茨城むつみ農業協同組合

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、社会的な問題となっている特殊詐欺（振り込め詐欺、偽造・盗難キャッシュカード犯罪等）の発生状況を受けまして、お客さまの大切な貯金をお守りし、安心してご利用いただくため、**2026年9月1日より**、ATMにおける「キャッシュカード取引の1日1口座あたりの利用限度額」を以下のとおり引き下げいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応でございますので、ご理解賜りたくお願いいたします。

媒体種別	対象取引 *1)	変更前	変更後
・生体認証付 ICキャッシュカード ・ICキャッシュカード	IC取引	100万円	50万円 *2)
・磁気キャッシュカード	磁気取引	50万円	50万円

\*1) ATM でのお引出し、振込等が対象となります。

\*2) 利用限度額を予め変更されている場合は、「変更対象外」となります。

## 【利用限度額の引き上げについて】

なお、お客様より所定の変更届をお届けいただくことで、再度限度額を引き上げることは可能です。詳しくはお取引店舗へお問い合わせください。

## J A 茨城むつみ

本店 0280-87-5170 境支店 0280-87-3604 五霞支店 0280-84-0003  
古河支店 0280-48-1854 総和支店 0280-92-0103 三和支店 0280-76-0017  
猿島中央支店 0280-88-0251